

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年6月6日(2025.6.6)

【公開番号】特開2023-123773(P2023-123773A)

【公開日】令和5年9月5日(2023.9.5)

【年通号数】公開公報(特許)2023-167

【出願番号】特願2023-108576(P2023-108576)

【国際特許分類】

A 61K 31/506(2006.01)

10

A 61P 27/02(2006.01)

A 61P 35/00(2006.01)

A 61P 43/00(2006.01)

A 61K 9/16(2006.01)

A 61K 47/34(2017.01)

A 61K 47/38(2006.01)

A 61K 47/32(2006.01)

【F I】

A 61K 31/506

20

A 61P 27/02

A 61P 35/00

A 61P 43/00 111

A 61K 9/16

A 61K 47/34

A 61K 47/38

A 61K 47/32

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月29日(2025.5.29)

【手続補正1】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

錠剤であって、当該錠剤が：

(a) (i) 非晶質のダサチニブと、(ii) メタクリル酸とエチルアクリレートのコポリマー、コポリビドン、又はこれらの組み合わせと含む粒子であって、薬学的に許容できる可溶化剤を含まない粒子；及び

(b) 1つ又は複数の賦形剤

を含む、錠剤。

【請求項2】

請求項1に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の10重量%から70重量%の量で存在することを特徴とする錠剤。

【請求項3】

請求項1に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の5重量%から50重量%の量で存在することを特徴とする錠剤。

【請求項4】

請求項1に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の10重量%から50重量

50

%の量で存在することを特徴とする錠剤。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の錠剤において、前記非晶質のダサチニブが、ダサチニブ、ダサチニブ塩、ダサチニブ水和物、ダサチニブ溶媒和物、又はこれらの組み合わせを含むことを特徴とする錠剤。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の錠剤において、前記非晶質のダサチニブが、ダサチニブを含むことを特徴とする錠剤。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の錠剤において、メタクリル酸とエチルアクリレートのコポリマーを含むことを特徴とする錠剤。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の 10 重量 % から 70 重量 % の量で存在することを特徴とする錠剤。

【請求項 9】

請求項 7 に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の 5 重量 % から 50 重量 % の量で存在することを特徴とする錠剤。

【請求項 10】

請求項 7 に記載の錠剤において、前記ダサチニブが、前記粒子の 10 重量 % から 50 重量 % の量で存在することを特徴とする錠剤。

10

20

30

40

50